第２　無線設備規則第49条の６の４又は第49条の６の５に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップの無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

［１・２　略］

３　送信タイミング

［⑴　略］

⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時から1,024チップに相当する遅延時間の後に送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は±1.5チップの範囲であること。

［４～９　略］

第３　無線設備規則第49条の６の６に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップ又は毎秒7.68メガチップの無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

［１・２　略］

３　送信タイミング

［⑴　略］

⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時と受信したフレームとの偏差は０から＋３チップの範囲であること。

［４～７　略］

第４　無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

［１・２　略］

３　送信タイミング

無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10の伝送設備（同規則第49条の６の伝送設備により中継される場合を含む。以下第４において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は±130ナノ秒（無線設備規則第49条の６の９第１項及び第５項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、±434ナノ秒）の範囲であること。

４　ランダムアクセス制御

⑴　伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13サブフレーム（無線設備規則第49条の６の９第１項及び第６項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、403サブフレーム）以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、伝送設備から指定された６サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。ただし、無線設備規則第49条の６の９第１項及び第５項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあっては、伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、41サブフレーム＋10.24秒以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信したときは、送信許可信号を受信した時から、12ミリ秒以降に開始するスロットで情報の送信を行うこと。

［⑵　略］

［５～10　略］

第５　無線設備規則第49条の28に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

［１・２　略］

３　送信タイミング

［⑴　略］

第２　［同左］

［１・２　同左］

３　［同左］

［⑴　同左］

⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点から1,024チップに相当する遅延時間の後に送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±1.5チップの範囲であること。

［４～９　同左］

第３　［同左］

［１・２　同左］

３　［同左］

［⑴　同左］

⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点と受信したフレームとの偏差は０から＋３チップの範囲であること。

［４～７　同左］

第４　［同左］

［１・２　同左］

３　［同左］

無線設備規則第49条の６の９又は第49条の６の10の伝送設備（同規則第49条の６の伝送設備により中継される場合を含む。以下第４において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。

４　［同左］

⑴　伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13サブフレーム以内の伝送設備から指定された時間内に送信許可信号を伝送設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、伝送設備から指定された６サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。

［⑵　同左］

［５～10　同左］

第５　［同左］

［１・２　同左］

３　［同左］

［⑴　同左］